

(第51号議案)

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(新旧対照表)

改正案	現行
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>16,000円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>第13条～第26条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>6,400円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>第13条～第26条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日等)</u></p>	
<p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(教員特殊業務手当の内払)</u></p> <p>3 <u>改正後の条例第12条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</u></p>	